



2025年11月19日

各 位

会 社 名 株式会社トスネット
代 表 者 代表取締役社長 氏家 仁
(コード: 4754 東証スタンダード)
問合せ先 代表取締役専務兼管理統轄本部長 佐藤 雅彦
電話番号 022-299-5761

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日2025年11月19日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を2025年12月19日開催予定の第49期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知りいたします。

記

1. 変更の理由

取締役及び監査役が期待される役割を十分に發揮できるよう、取締役会決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨、及び取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規程として、定款第31条（取締役の責任免除）の新設及び現行定款第42条（監査役の責任免除）の規程を変更するものであります。

また、第31条の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものです。

なお、第31条の新設にかかる本定時株主総会への提出につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです

（下線は変更部分であります。）

現行定款	変更定款案
(新設)	<p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p><u>第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、取締役会の決議によって、法令が規定する限度額の範囲内でその責任を免除することができる。</u></p> <p><u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の規定に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現行定款	変更定款案
第 <u>3_1</u> 条～第 <u>4_1</u> 条 (条文省略)	第 <u>3_2</u> 条～第 <u>4_2</u> 条 (現行どおり)
(監査役の責任免除) <u>第4_2</u> 条 当会社は、 <u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額とする。</u>	(監査役の責任免除) <u>第4_3</u> 条 当会社は、 <u>会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、取締役会の決議によって、法令が規定する限度額の範囲内でその責任を免除することができる。</u> <u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の規定に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第 <u>4_3</u> 条～第 <u>5_0</u> 条 (条文省略)	第 <u>4_4</u> 条～第 <u>5_1</u> 条 (現行どおり)

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 2025年12月19日
 (2) 定款変更の効力発生日 2025年12月19日

以上